

シーサイドももしま市民農園利用契約書

(目的)

第1条 この契約書は、「シーサイドももしま市民農園」において、農地所有者（以下、「甲」という。）と利用者（以下、「乙」という。）と株式会社ももしま観光農園「管理者」（以下、「丙」という。）とが以下の条項により契約を締結する。

(契約対象農地)

第2条 本契約の対象となる農地（以下、「利用農地」という。）の位置及び面積は、次のとおりとする。

土地の所在 広島県尾道市百島町
区画場所番号 No. 区画面積 m²

(管理料の支払い)

第3条 管理料は、1区画（33m²）当たり年間12,000円とする。

2 乙は、管理料を本契約時に丙に支払わなければならない。

(利用期間)

第4条 本契約に基づく利用期間は、平成23年 月 日から平成24年 月 日までの単年度契約とする。

(利用条件)

第5条 乙は、利用農地において、耕作の事業に必要な農作業を行うことができる。

2 乙は、農作業の実施に関して丙の指示があったときは、これに従わなければならない。

3 利用農地において次に掲げる行為を禁止とする。

- (1) 建物を設置すること。
- (2) 共同利用施設等を占有に使用すること。
- (3) 農作物栽培に必要としない物の搬入、耕土の搬出等をする事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、農園の運営目的に反すること。

(更新)

第6条 乙は、利用農地を翌年以降も優先的に借り受けることができる。

(区画の決定)

第7条 乙が利用する区画は、申込順により決定する。

2 利用区画は、原則、1区画とし、農園の区画に残余が生じたときは、乙は複数の区画を借り受けることができる。

(利用農地の解除等)

第8条 次の各号に該当するときは、甲と丙はこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が利用契約の解約を申し出たとき。
- (2) 乙が管理料を支払わないとき。
- (3) 乙が利用農地を正当な理由なく3カ月以上にわたり農作業を行わないとき、又は放置したとき。

(管理料の返還)

第9条 既に納付された管理料は返還しないものとする。但し、次に掲げる事由に該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 乙の責めによらない事由により利用ができなくなったとき。
- (2) 前号のほか、甲と丙が相当な理由があると認めたとき。

(利用農地の返還)

第10条 乙は、第4条に規定する利用期間が満了したとき、又は第8条の規定により利用農地を解除されたときは、速やかに利用農地を原状に回復し、甲に返還しなければならない。

2 前項の返還があったとき、農園に残存している農作物又は資材等については、乙は一切の権利を放棄したものとみなし、甲と丙は任意で処分することができる。

(賠償責任)

第11条

1 甲と丙は、農園内又は農園の出入りにおいて発生した交通事故、農具又は農作物の盗難、病害虫の発生、自然災害等による損害に対して、一切の責めを負わないものとする。

2 甲と丙は、乙に故意又は過失による損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負うものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか農園の利用に関する必要な事項は、別途乙に配布する「農園利用のきまり」に定めるものとする。

2 本契約書に規定されていない事由については、甲と乙及び丙が協議して定める。

(甲) 住 所
氏 名

(乙) 住 所
氏 名

(丙) 住 所 尾道市百島町2581-3
氏 名 株式会社ももしま観光農園
代表取締役 村上 広喜